

令和元年度 宮崎県障がい福祉サービス従事者研修についての流れ（フロー図）

・相談支援専門員
・サービス管理責任者
・児童発達支援管理責任者
になりたい方

※相談支援専門員になるには、同一年度に5日間を通して受ける必要があります。
過去に共通講義の2日間受講済の方も、最初から5日間の受講が必要です。

◆ 相談支援専門員になるための研修

申込み・・・A

◆ サービス管理・児童発達支援管理責任者になるための研修

【初めて受ける方】

申込み・・・B

■ 既に相談支援の【講義部分2日間】または、【全日程5日間】を受講した方でサービス管理責任者等研修がまだの方

申込み・・・C

■ 既にサービス管理者等研修を受講しており、相談支援の2日【講義部分2日間】がまだの方

申込み・・・D

相談支援従事者研修【全日程5日間】				
【講義部分2日間】				
1日目 10月16日 宮崎観光ホテル	2日目 10/17日 宮崎観光ホテル	3日目 10月29日	4日目 10月30日	5日目 12月18日

【合同で受講】

サービス管理責任者等【基礎研修】				
【講義部分2日間】				
1日目 10月16日 宮崎観光ホテル	2日目 10/17日 宮崎観光ホテル	1日目 12月5日	2日目 2月5日	3日目 2月6日

注意：※今年度から、相談支援初任者研修【講義部分2日間】を終了しないとサービス管理責任者等研修は受講できません。

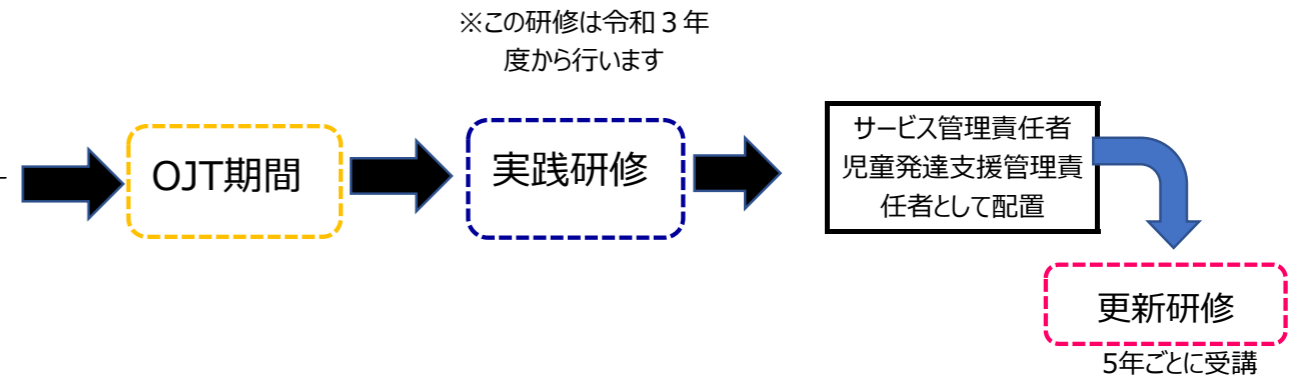
★【講義部分2日間】の受講証明書の写し、または、【全日程5日間】の修了証書を申込書に添付してください。

サービス管理責任者等【基礎研修】		
1日目 12月5日	2日目 2月5日	3日目 2月6日

★受講したサービス管理責任者等修了証の写しを添付してください。

相談支援初任者【講義部分2日間】	
1日目 10月16日 宮崎観光ホテル	2日目 10/17日 宮崎観光ホテル

注意：今回の改正により、相談支援【講義部分2日間】を受講の後にOJTを経て、実践研修（令和3年度から実施）を受ける必要があります。



※この研修は令和3年度から行います

必要な申込み書等	相談支援専門員になりたい方		申込み・・・A	1 相談支援従事者初任者研修【全日程5日間】 様式第1-1号 2 チェックリスト
	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	【今年度初めて受講する】	申込み・・・B	1 サービス管理責任者等【基礎研修】 様式1号 2 チェックリスト
		既に相談支援初任者研修の【講義部分2日間】【全日程5日間】を受講した方	申込み・・・C	1 サービス管理責任者等【基礎研修】 様式1号 2 チェックリスト 3 受講証明書、修了証書のいずれか
		既にサービス管理者等研修を受講しているが、相談支援初任者研修【講義部分2日間】がまだの方	申込み・・・D	1 相談支援従事者初任者研修【講義部分2日間】 様式1-1号の2 2 チェックリスト 3 サービス管理責任者等研修の修了証書

※サービス管理責任者等研修とは、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修のことを指しています

注意：今回の改正により、相談支援【講義部分2日間】を受講の後にOJTを経て、実践研修（令和3年度から実施）を受ける必要があります。